

早稲田大学本庄高等学院
部活動の方針

本学院の部活動は、スポーツあるいは文化的活動に興味・関心をもつ同好の生徒が参加し、各部の責任者（以下「顧問」という）の指導のもと、学院教育の一環として行われるものである。

体力や技能の向上のみならず、学年を超えた交流を通じ、生徒どうし、あるいは生徒と教員等の好ましい人間関係を構築し、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として教育的意義を有するものである。

しかしながら、社会情勢により教育に関わる課題が複雑化・多様化し、部活動を取り巻く状況にも変化がみられる。このような中で、部活動を適切に運営し、将来においても持続可能なものとするため、スポーツ庁・文化庁により策定された「運動部・文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に基づき、本学院における「部活動に係る活動方針」を定めるものである。

部活動の実施にあたっては、本ガイドラインの趣旨に沿うものとし、生徒の心身ともに豊かな学院生活に資するよう取り組むものとする。

1. 適切な運営のための体制整備

学院長は以下のことを行うものとする。

- ① 生徒数・教員数、施設、指導体制の整備状況に応じ、円滑に部活動を実施できるよう適正な数の部を設置する。
- ② 校務全体の適切な運営、各教員の担当する校務分掌を考慮し、各部に顧問を嘱任する。
- ③ 生徒の怪我や事故を防止し、不測の事態にも適切な対応ができるよう、各部の活動特性に応じて必要な顧問を配置するよう努める。
- ④ 各部活動が安全に活動を行い、顧問の負担が過度なものとならないよう、必要に応じて指導する。

2. 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

部活動の実施にあたり、顧問は以下のことに努めるものとする。

- ① 事故防止（活動場所における施設・設備の点検や安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- ② 生徒がバーンアウトすることなく、生涯を通じてスポーツや文化的活動に親しむ基礎を培うことができるよう、適切に休養を取りつつ短時間で効果が得られるよう指導を行う。
- ③ 各種目において中央競技団体が作成した合理的・効率的な活動のための指導手引がある場合、これを活用する。

3. 適切な休養日等の設定、参加する大会・コンクール等の見直し

生徒が学習と部活動を両立し、バランスの取れた生活を送ることができるよう、原則として以下の基準に従い活動するよう努めるものとする。

- ① 学期中は、週あたり2日以上以上の休養日を設ける。
- ② 長期休業期間も学期中に準じた扱いとし、生徒が十分な休養を取るとともに部活動以外の多様な活動ができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- ③ 1日の活動時間は、平日は2時間程度、半日授業日及び休日においては3時間程度を目安とする。
- ④ 競技特性や大会日程のため上記の基準を超えて活動を行う場合は、生徒・顧問の負担が過度にならないよう年間を通じて調整する。
- ⑤ 大会・コンクール等には、生徒・顧問の負担が過度にならない範囲内で参加する。